

## 民医連の集会等に参加した場合の取扱いについて

首題の件については、在来も格別の問題もなく自発的・積極的な参加として取扱って来たところであるが、時折に質問があるので今回あらためて以下の通りとすることを決定したので、この旨通知する。

### 記

1. 全国的或いはブロック、或いは県連として民医連が行う集会等については、あくまでも自発的・積極的な参加が基本である。
2. 休日或いは祭日等に前記集会が行われた場合、代休日は与えないものとする。
3. 従って、あくまでも代休を請求される事が予想される時は、その人を集会参加対象より除外されて差支えない。
4. 旅費規定により協会用務として旅費支給を行っている面に限ってみれば、本決定は矛盾するやに受取れる点もあるが、自発的・積極的な参加とはいえ、個々人に財政負担を強いるのは酷であるとの立場である。

以 上

1977年9月19日